

社会保険加入促進計画

◇ 社会保険加入促進計画

1. はじめに	1
2. 基本方針	2
3. 目 標	2
4. 電設協が取り組む対策	2
5. 会員企業が取り組む対策	4
6. その他	6

(参考資料)

資料-1 (建設産業における社会保険加入の徹底について (提言)) ..	資-1
資料-2 (社会保険未加入対策推進協議会議資料)	資-2
資料-3 (社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン)	資-4
資料-4 (社会保険加入状況緊急実態調査結果)	資-15



一般社団法人日本電設工業協会 社会保険加入促進計画

平成24年9月28日 制定

1. はじめに

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という）等の法定福利費を適正に負担しない企業が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

このため、建設産業全体としての枠組を整備し、行政、元請企業及び下請企業が一体となって、社会保険加入の徹底に向けて取り組んでいくことが必要とされており、特に、下請企業を中心に保険未加入企業が存在している状況を改善していくためには、元請企業において下請企業の保険加入を指導する役割を担うことが求められている。

国土交通省は、中央建設業審議会総会における「社会保険加入の徹底について」の提言^{※1}（平成24年3月14日）を踏まえ、関係機関が連携して取組を進めるため、行政、建設業団体、関係団体で構成する「社会保険未加入対策推進協議会」^{※2}を5月29日に設置した。

また、下請企業の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するため、5月1日に施工体制台帳の記載事項及び再下請負通知書の記載事項に社会保険の加入状況を追加すること等を内容とする建設業法施行規則の改正（11月1日施行）を行うとともに、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、取組の指針となるべき「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」^{※3}を7月4日に制定した（11月1日施行）。

本会会員にとっても、技能労働者の雇用環境の改善等は重要な課題であり、日本電設工業協会（以下「電設協」という）は、「社会保険未加入対策推進協議会」に参画するとともに、「社会保険加入促進計画」を策定し、社会保険未加入問題への対策に積極的に取り組む。

※1：資料－1（建設産業における社会保険加入の徹底について（提言））

※2：資料－2（社会保険未加入対策推進協議会資料）

※3：資料－3（社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン）

2. 基本方針

電設協は、関係機関と連携して、社会保険加入の徹底に向けた取組を推進するとともに、企業会員（正会員319社）に対し、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づく協力会社への指導・周知啓発及び協力会社を通じての二次下請以降への周知啓発等の取組を要請する。

また、団体会員（45都道府県の電業協会等）に対しては、各協会の会員企業が電設協の企業会員に準じた対策を講じるよう要請する。

本計画は、平成24年度から28年度までの5年間を実施期間とする。

中間時点の平成26年度に社会保険加入状況の実態調査を実施するとともに、取組の実施状況等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直し等所要の措置を講ずる。

3. 目標

平成29年3月時点における社会保険加入率の目標を、企業会員及び企業会員の協力会社について、それぞれ100%とする。

※4

4. 電設協が取り組む対策

(1) 「社会保険未加入対策推進協議会」への参画等

「社会保険未加入対策推進協議会」及び地方ブロック単位で設置される「社会保険未加入対策地方協議会」に参画する。

平成26年度に企業会員及び企業会員の協力会社並びに団体会員の会員企業について社会保険加入状況の実態調査を実施する。

また、対策の効果的な実施、周知啓発等に関連して、下記の事項について国に要請する。

- ・ 社会保険未加入対策を進めるに当たり、電設協及び会員企業が指導、周知活動を進めるための啓発資料、ポスター、パンフレット等の作成
- ・ 加入促進計画を効果的に進めるため、適正な工期の確保、極度な低価格入札・ダンピング対策の実施、労務費、法定福利費を含む適正な見積の実施
- ・ 通常必要と認められる原価の確保により、法定福利費が適正に流れる仕組みの構築
- ・ 公共発注者及び民間発注者に対する法定福利費確保の要請・周知の徹底

※4：資料－4（社会保険加入状況緊急実態調査結果）

(2) 会員企業及びその協力会社への周知

社会保険未加入対策推進協議会等が作成する啓発資料等を電設協HPに掲載するなど、会員企業への周知啓発を行うとともに、下記内容について周知徹底を図る。

- ・ 会員企業に対し、社会保険未加入対策について業界を挙げて推進していること、及び、未加入の場合には加入を進めるべきこと
- ・ 会員企業に対し、協力会社の登録の条件化、下請契約を行う際の条件化、工事現場での確認等により社会保険の加入を徹底すること
- ・ 会員企業を通じ協力会社に対し、5年間を目標期間として、社会保険の加入の徹底について業界を挙げて推進していること

(3) 法定福利費の確保

電気設備工事の見積書に工事費とは別枠で「社会保険料相当額」を計上するための標準見積書を作成し、その活用を会員企業に周知徹底するとともに、国、民間発注者団体等に対して、法定福利費の確保を要請する。

また、会員企業に対して、下請契約の見積時から法定福利費を適正に確保すること、及び、協力会社に対して標準見積書の活用を周知徹底することを要請する。

(4) 適正工期の確保

電気設備工事は建築工程に大きく左右され、建築工程の遅れが工期の終盤に大きな負担となるとともに、品質管理や安全面への影響が問題となっている。

社会保険未加入対策を効果的かつ着実に進めるためには、適正工期の確保が必要不可欠である。

電設協では、「自家用電気工作物の設置及び受電時期の設定の手引き」（平成23年12月）等を活用し、適正な受電時期の確保等について現場担当者の教育を徹底するよう会員企業に周知するとともに、関係機関と連携し、品質管理・安全確保の取組を継続する。

また、発注者等に対し、適正工期の確保に関して、下記事項を要請する。

- ・ 工事施工中における工程確認の徹底
- ・ 試験運転調整期間を考慮した工期設定（概成工期）
- ・ 前工程の建築工事が遅れた場合には、発注者、元請業者と下請業者が協議し、マスター工程表の竣工日を伸ばす等の対応
- ・ 工期変更に伴う精算

- ・ 4週8休（完全週休2日制）や不稼働日を考慮した工期設定（計画的工期設定）

（５）その他

ダンピング対策、重層下請構造の是正、一人親方対策、就労履歴管理システムの検討等について、社会保険未加入対策推進協議会等の場を通じて、国の取組に協力する。

5. 会員企業が取り組む対策

（１）元請企業としての役割と責任

- ・ 適正な契約の締結
- ・ 適正な施工体制の確立
- ・ 雇用・労働条件の改善
- ・ 福祉の充実等についての指導・助言

（２）協力会社組織を通じた指導

会員企業の多くは、協力会社の登録制度を採用し、登録、登録更新等を通じて定期的な業務査定を行うとともに、人材の確保・育成や、技術・技能の向上を図っている。

社会保険未加入対策を効果的に推進するため、災害防止協議会等の協力会社との会議の機会を活用し、下記内容を中心とした取組を行う。

- ・ 協力会社の社会保険加入状況について定期的に把握すること
- ・ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨を行うこと
- ・ 適正に加入していない協力会社が判明した場合には、早期に加入手続きを進めるよう指導すること

（３）下請企業選定時の確認・指導

建設工事の下請契約に先立ち、候補となる下請企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外要件に当たらない場合は、早期に加入手続きを進めるよう指導する。

協力会社登録制度を採用している会員企業は、業務査定、登録更新等の際に、必要に応じ、協力会社に保険料の領収済通知書等関係書類の写しを提出させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずる。

(4) 施工体制台帳、再下請負通知書を活用した確認・指導

現場代理人又は現場担当者は、施工体制台帳の作成及び備え付けが義務付けられている現場において再下請負がなされる場合には、再下請負通知書の社会保険の加入状況に関する記載事項について確認する。

この結果、適用除外でないにもかかわらず未加入である下請企業がある場合には、協力会社を通じて早期加入の指導を行う。

また、社会保険の加入状況の記載欄のある施工体制台帳を活用し、適正な施工体制の確保に努める。

(5) 作業員名簿を活用した確認・指導

現場代理人又は現場担当者は、社会保険の加入状況に関する事項について記載された作業員名簿を活用し、現場で就労する作業員について社会保険加入状況を確認するとともに、新規入場者の受入時において作業員名簿の社会保険欄を確認する。

また、確認の結果、下記の内容がある場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対して、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する。

- ・ 全部又は一部の保険について空欄となっている作業員
- ・ 会社に所属する作業員で、健康保険欄に「国民健康保険」と記され、又は、年金保険欄に「国民年金」と記載されている作業員
- ・ 個人事業所で5人以上の作業員が記載された作業員名簿において、前項と同様に「国民健康保険」、又は「国民年金」と記載されている作業員

なお、受電時期直前の繁忙期など特段の事情がある場合を除き、作業員の社会保険加入の真正性を確認することが望ましい。

(6) 本社（支店、支社及び営業所）から施工現場への支援

本社（支店、支社及び営業所）が実施する「安全パトロール」、「品質・技術パトロール」等に当たっては、チェックリストに社会保険加入状況の項目を追加するとともに、関係備付書類の社会保険覧を確認すること等により、上記(4)及び(5)の、現場代理人又は現場担当者の確認・指導等の業務を支援する。

(7) 現場代理人が行う周知啓発

- ・ 施工現場において社会保険未加入対策に関するポスターの掲示を行う。
- ・ パンフレット等の資料及び情報の提供を行う。
- ・ 本社サイドからの社会保険関係の講習会、説明会について内容の周知啓

発を行う。

- ・ 新規入場者教育等の際に、社会保険未加入対策の重要性を説明する。
- ・ 現場内で行う安全衛生協議会、災害防止協議会等の諸会議で社会保険未加入対策を話題とし、周知啓発及び加入勧奨を行う。

6. その他

(1) 個人情報の保護

作業員名簿に記載する被保険者番号等は、個人情報保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報に該当することから、適切に取り扱うことが必要である。

特に、作業員名簿の提出に当たっては、利用目的を示した上で、あらかじめ作業員の同意を得ることが必要である。

(2) 社会保険未加入対策の相談窓口

社会保険加入の徹底に向けた関係機関の連携の一環として、(一財)建設業振興基金に社会保険労務士会との相談窓口が設置されているので活用すること。

◇ (一財) 建設業振興基金 構造改善センター

TEL: 03-5473-4572 FAX: 03-5473-4594

受付時間 9:00~12:00 13:00~17:00 (土日・祝祭日を除く)

以上

(参考資料)

< 中央建設業審議会 (H24. 3. 14) >

- 資料－ 1 (建設産業における社会保険加入の徹底について (提言)) … 資- 1

< 社会保険未加入対策推進協議会 (H24. 5. 29) >

- 資料－ 2 (社会保険未加入対策推進協議会議資料) …… 資- 2

< 国土交通省 土地・建設産業局 (H24. 7. 4) >

- 資料－ 3 (社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン) …… 資- 4

< (-社) 日本電設工業協会 (調査期間 H23. 11. 25~H24. 1. 10) >

- 資料－ 4 (社会保険加入状況緊急実態調査結果) …… 資-15

建設産業における社会保険加入の徹底について（提言）

平成24年3月14日

中央建設業審議会

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。このため、関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進め、社会保険加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境を構築する必要がある。

当審議会では、平成23年9月に社会資本整備審議会産業分科会建設部会と合同の基本問題小委員会を設置し、建設産業が活力を回復し、持続的に発展していくための審議を行い、平成24年1月に中間とりまとめが行われたところである。

今後は、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって対策に取り組むことが不可欠である。このため、必要な推進体制を速やかに構築し、それぞれの立場からの取組を着実に進めるべきである。

国土交通省をはじめとする建設業担当部局においては、社会保険担当部局との連携を図りつつ、建設業許可・更新時や立入検査等における確認・指導、経営事項審査の厳格化、社会保険担当部局への通報等の必要な措置を講じる必要がある。また、建設企業・団体においても、下請企業に対する指導や重層下請構造の是正等の取組を講じる必要がある。

また、社会保険加入の前提となる法定福利費の原資を確保するため、専門工事業界を中心として見積時の法定福利費の明示を進めるとともに、法定福利費は発注者が負担する工事価格に含まれる経費であり、受注者が義務的に負担しなければならない経費であることを踏まえ、個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に確保するよう徹底し、発注者から下請企業まで適正に支払われるよう関係者がそれぞれの立場から取組を行うべきである。

社会保険未加入対策の概要

「社会保険未加入対策推進協議会」資料-1/2

課題

- 下請企業を中心に、特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
- 技能労働者の処遇が低下し、若年入職者減少の一因
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利

総合的対策の推進

1. 行政・元請・下請等の関係者が一体となった保険加入の推進

- ①行政、建設業者団体、関係団体による推進協議会の設置
(全国・地方ブロック(都道府県単位)で設置)
- ②各建設業団体による保険加入計画の策定・推進
- ③行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

2. 行政による制度的チェック・指導

- ①建設業許可・更新時の加入状況確認
 - ・建設業許可・更新の申請時に保険加入状況を確認し、未加入企業を指導。
- ②建設業担当当局による監督
 - ・建設業法に基づく立入検査等により、保険加入状況、元請企業の下請企業指導状況を確認・指導。指導・通報をしても、なお保険関係法令に違反する企業に対する監督処分。
- ③経営事項審査の厳格化
 - ・経営事項審査における保険区分の明確化、減点幅の拡大。
- ④社会保険担当当局(厚生労働省)との連携
 - ・社会保険担当当局への通報、社会保険担当当局からの働きかけ。

※平成29年度までの中間時点ですれまでの実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、計画的に推進する。

目指す姿

実施後5年を目標に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

- これにより、
- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を実現
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

3. 建設企業の取組

- 元請企業による下請指導
 - ・施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業を指導。
- 元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組
 - ・元請企業、下請企業(特に1次下請企業)による重層下請の抑制に向けた啓発・指導。
 - ・下請企業における適正な受注先企業の選定、未加入企業との請負契約締結の抑止。
- 建設企業(特に下請企業)における取組
 - ・雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化・雇用の促進。
 - ・雇用関係にある者の保険加入徹底。
 - ・業界における見積時の法定福利費の明示 等。

4. 法定福利費の確保

- ①発注者への要請・周知、元請企業への指導
- ②業界における見積時の法定福利費の明示
- ③ダンピング対策
- ④重層下請構造の是正

5. その他

- ①就労履歴管理システムの普及・活用
- ②社会保険適用促進に向けた研究

「みんなで取り組む」建設業の保険加入

～社会保険加入の徹底に向けて、関係者が連携して取り組めます～

赤字：省令改正等(H24.5.1)を受けて取り組む施策

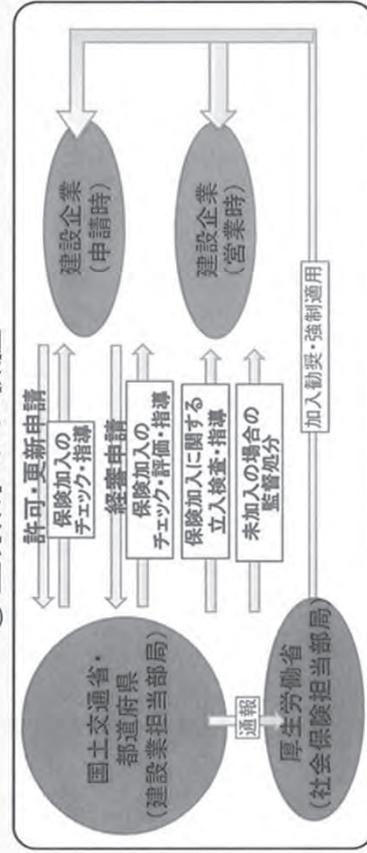
目的

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

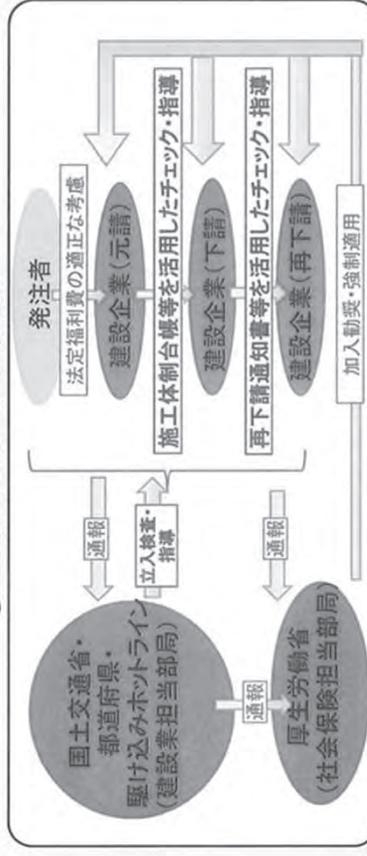
取組

- 行政、元請、下請など関係者が一体となって建設業界の保険加入徹底に取り組む。
- 営業所・工事現場での取組のほか、保険加入促進のネットワークを構築して保険加入を推進・支援する。

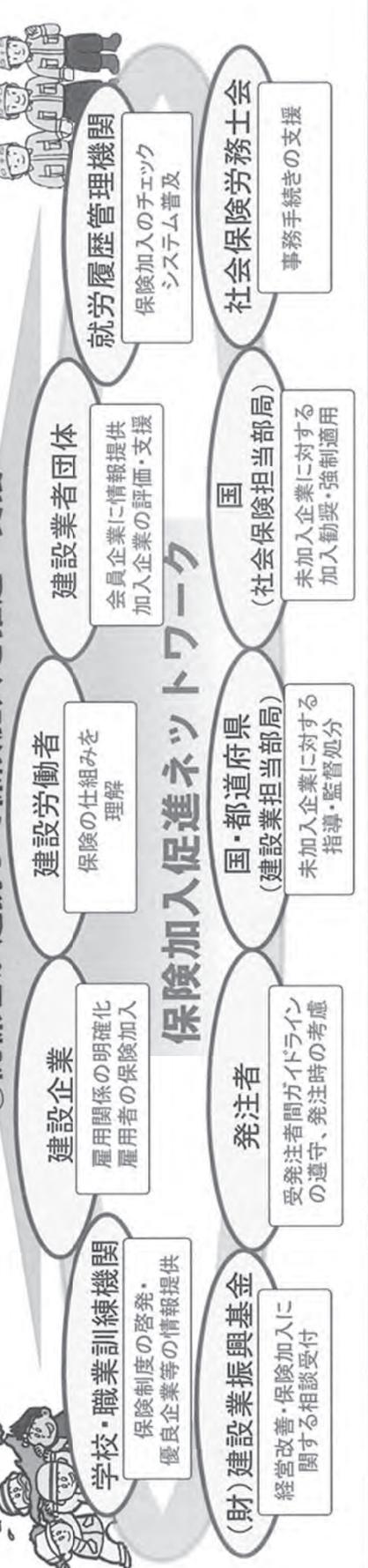
① 営業所での取組



② 工事現場での取組



③ 関係者が連携して保険加入を推進・支援



社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

第1 趣旨

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険」という。）について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

この対策に際しては、「建設産業の再生と発展のための方策2011」（平成23年6月23日建設産業戦略会議取りまとめ）及び中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成24年1月27日）において示されているとおり、建設産業全体としての枠組みを整備し、行政、元請企業及び下請企業が一体となって取り組んでいくことが必要である。

このため、建設産業行政としては、建設業許可部局において、社会保険担当部局との連携を図りつつ、建設業許可・更新時や立入検査等における確認・指導、経営事項審査の厳格化、社会保険担当部局への通報等を行うこととしたところである。

他方で、下請企業を中心に保険未加入企業が存在している状況を改善していくためには、元請企業において下請企業の保険加入を指導する役割を担うことが求められる。これについては、従来から「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日建設省経構発第2号）において、元請企業が下請企業に対して社会保険の加入及び保険料の納付について措置するよう指導等を行うことを求めているが、今般、下請企業の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するため、施工体制台帳の記載事項及び再下請負通知書の記載事項に健康保険等の加入状況を追加すること等を内容とする建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）の改正を行ったところである。

本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするものであり、建設企業の取組の指針となるべきものである。

第2 元請企業の役割と責任

(1) 総論

元請企業は、請け負った工事の全般について、下請企業よりも広い責任や権限を持っている。この責任・権限に基づき元請企業が発注者との間で行う請負価格、工期の決定などは、下請企業の経営の健全化にも大きな影響をもたらすものであることから、下請企業の企業体質の改善について、元請企業も相応の役割を分担することが求められる。

このような観点から、元請企業はその請け負った建設工事におけるすべての下請企業に対して、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用・労働条件の改善、福祉の

充実等について指導・助言その他の援助を行うことが期待される。

とりわけ社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、社会保険加入を徹底することにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要がある。

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）においても、元方事業主は関係請負人に対して雇用保険その他建設労働者の福利厚生に関する事項等の適正な管理に関して助言、指導その他の援助を行うように努めることとされている（第8条第2項）。

本ガイドラインによる下請指導の対象となる下請企業は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業であるが、元請企業がそのすべてに対して自ら直接指導を行うことが求められるものではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能である。もっとも、直接の契約関係にある下請企業に実施させるところ指導を怠った場合や、直接の契約関係にある下請企業がその規模等にかんがみて明らかに実施困難であると認められる場合には、元請企業が直接指導を行うことが必要である。

元請企業においては、支店や営業所を含めて、その役職員に対する本ガイドラインの周知徹底に努めるものとする。

（2）協力会社組織を通じた指導等

元請企業による下請指導は、特定の建設工事の期間中、すなわち、元請・下請関係が継続している間実施する必要があるが、元請企業の協力会や災害防止協会等の協力会社組織に所属する建設企業（以下「協力会社」という。）に対しては、長期的な観点から指導を行うことが望まれる。また、保険未加入対策を効果的なものとするためには、元請企業において保険未加入の協力会社とは契約しないことや、保険未加入の建設労働者の現場入場を認めないことを将来的に見据えつつ、協力会社の指導に取り組んでいくことが求められる。

このため、元請企業としては、様々な機会をとらえて協力会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を行うべきである。

ア 協力会社の社会保険加入状況について定期的に把握を行うこと。

イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨を行うこと。

ウ 適正に加入していない協力会社が判明した場合には、早期に加入手続を進めるよう指導すること。労働者であるにもかかわらず社会保険の適用除外者である個人事業主として作業員名簿に記載するケースや、個々の工事で4人以下の適用除外者を記載した作業員名簿を提出する個人事業主が実際には5人以上の常用労働者を雇用すると判明するケースなど、不自然な取扱いが見られる協力会社についても、事実確認をした上で適正に加入していないと判明した場合には、同様に指導を行うこと。

また、社会保険の未加入企業が二次や三次等の下請企業に多くみられる現状にかんがみ、協力会社から再下請企業に対してもこれらの取組を行うよう指導することが望ましい。

(3) 下請企業選定時の確認・指導等

元請企業は、下請企業の選定に当たっては、法令上の義務があるにもかかわらず適切に社会保険に加入しない建設企業は社会保険に関する法令を遵守しない不良不適格業者であるということ（公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針参照）を踏まえる必要がある。

このため、下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行うべきである。この確認に当たっては、必要に応じ、選定の候補となる建設企業に保険料の領収済通知書等関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましい。なお、雇用保険については、厚生労働省の労働保険適用事業場検索サイト（http://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC_D）において適用状況を確認することができる。

遅くとも平成29年度以降においては、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の全部又は一部について、適用除外でないにもかかわらず未加入である建設企業は、下請企業として選定しないとの取扱いとすべきである。

(4) 再下請負通知書を活用した確認・指導等

施工体制台帳の作成及び備付けが義務付けられる建設工事において、再下請負がなされる場合には、下請負人から特定建設業者に対して再下請負通知書が提出される。規則第14条の4の規定の改正により、再下請負通知書の記載事項に健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況に関する事項が追加されたことから、特定建設業者においては、再下請負通知書を活用して下請負人の社会保険の加入状況を確認することが可能となった。（別紙1）

このため、特定建設業者たる元請企業は、再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認すべきである。この確認の結果、適用除外でないにもかかわらず未加入である下請企業があり、(3)の指導が行われていない場合には、(3)と同様の指導を行うべきである。

規則第14条の2の規定の改正を受けた施工体制台帳については、別紙2の作成例を参考とし、適正な施工体制の確保に努めること。

(5) 作業員名簿を活用した確認・指導等

施工体制台帳及び再下請負通知書に関する規則の規定の改正に合わせて、各団体等が作成している作業員名簿の様式においても、各作業員の加入している健康保険、年金保険及び雇用保険の名称及び被保険者番号等の記載欄が追加されている。（別紙3）

この作業員名簿を活用することで、建設工事の施工現場で就労する建設労働者について、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況（以下「保険加入状況」という。）を把握することが可能となった。これを受け、元請企業は、新規入場者の受け入れに際して、各作業員（建設業に従事する者に限る。以下同じ。）について作業員名簿の社会保険欄を確認すること。確認の結果、

- ・全部又は一部の保険について空欄となっている作業員
- ・法人に所属する作業員で、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は（及び）年金保険欄に「国民年金」と記載されている者
- ・個人事業所で5人以上の作業員が記載された作業員名簿において、健康保険欄に「国民健康保険」と記載され、又は（及び）年金保険欄に「国民年金」と記載されている作業員

がある場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導すること。なお、法人や5人以上の常用労働者を雇用する個人事業所に所属する作業員であっても、臨時に使用され1か月以内で日々雇用される者等は、健康保険や厚生年金保険の適用除外となる。

元請企業が、各作業員の保険加入状況が記録された情報システムを利用するなど、作業員名簿の確認以外の方法により各作業員の保険加入状況を把握できる場合には、当該方法による確認も可能である。

各作業員の保険加入状況の確認を行う際には、必要に応じ、下請企業に社会保険の標準報酬決定通知書等関係資料のコピー（保険加入状況の確認に必要な事項以外を黒塗りしたものでも構わない）を提示させるなど、記載事項の真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましい。

なお、作業員名簿に記載する被保険者番号等は個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報に該当することから、同法及び「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成24年国土交通省告示第363号）に留意し、適切に取り扱うことが必要である。

遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである。

（6）施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

下請契約の総額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）で定める金額を下回ることにより施工体制台帳の作成等が義務付けられていない場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、元請企業は規則第14条の2から第14条の7までの規定に準拠した施工体制台帳の作成等が勧奨されているところである（「施工体制台帳の作成等について」（平成7年6月20日建設省経建発第147号）参照）。

建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況についても、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うこ

とが望ましい。

(7) 建設工事の施工現場等における周知啓発

下請企業や建設労働者に対し、社会保険の加入に関する周知啓発を図るため、次の取組を行うべきである。社会保険未加入対策の開始当初の段階においては、重点的に取り組むことが必要であるので、特に留意すること。

ア 建設工事の施工現場において社会保険の加入に関するポスターの掲示、パンフレット等の資料及び情報の提供、講習会の開催等の周知啓発を行うこと。

イ (2)に記載したとおり、協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨を行うこと。

(8) 法定福利費の適正な確保

社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

このため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。

下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

第3 下請企業の役割と責任

社会保険に関する法令に基づいて従業員の社会保険への加入義務を負っているのは本来的には雇用主であるため、社会保険加入を徹底するためには、建設労働者を雇用する者、特に下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠である。

具体的には、次の責任を果たすべきである。

ア 下請企業はその雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと。建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うことが必要である。なお、事業主が労務関係諸経費の削減を意図して、これまで雇用関係にあった労働者を対象に個人事業主として請負契約を結ぶことは避けるべきであり、請負契約の形式であっても実態が雇用労働者であれば、偽装請負として職業安定法(昭和22年法律第141号)等の労働関係法令に抵触するおそれがあることに留意する必要がある。

労働者であるかどうかは、

- ・仕事の依頼、業務に従事すべき旨の指示等に対する諾否の自由の有無
- ・業務遂行上の指揮監督の有無

- ・勤務時間の拘束性の有無
- ・本人の代替性の有無
- ・報酬の労務対償性

をはじめ関連する諸要素を勘案して総合的に判断されるべきものであるが、保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うことが望ましい。

その際には、期間の定めのない労働契約による正社員、工期に合わせた期間の定めのある労働契約による契約社員とすることもあり得るものであり、その実情に応じて建設労働者の処遇が適切に図られるようにすることが望ましい。

イ 元請企業が行う指導に協力すること。この協力は、元請企業が行う指導の相手方として指導に沿った対応をとることにとどまらず、元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担するとともに、再下請企業の対応状況について元請企業に情報提供することなども含まれる。

規則第14条の4の規定の改正を受けた再下請通知書については、別紙1の作成例を参考とし、適正な施工体制の確保に努めること。

なお、作業員名簿に記載する被保険者番号等は個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報に該当することから、同法及び「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に留意し、適切に取り扱うことが必要である。特に、作業員名簿の元請企業への提出に当たっては、利用目的（保険加入状況を元請企業に確認させること）を示した上で、あらかじめ作業員の同意を得ることが必要となることに留意すること。

第4 施行期日等

本ガイドラインは、平成24年11月1日から施行する。このガイドラインの施行前に元請企業が発注者と締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。

本ガイドラインは、社会保険未加入対策の開始当初（平成24年度から平成25年度までの概ね2年間）における取組を中心に記載したものであり、今後、建設業における社会保険の加入状況や本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直しなど所要の措置を講ずるものとする。

別紙1 再下請負通知書の作成例

平成 年 月 日

再下請負通知書

直近上位
注文者名 _____

【報告下請負業者】

元請名称	
------	--

住 所 _____

 会 社 名 _____
 代表者名 _____

《自社に関する事項》

工事名称及び 工 事 内 容			
工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	注文者との 契 約 日	平成 年 月 日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無 ¹	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称 ²	健康保険 ³	厚生年金保険 ⁴	雇用保険 ⁵		

監 督 員 名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現 場 代 理 人 名		雇用管理責任者名	

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 請負契約に係る営業所の名称を記載。
3. 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
- ※2～5については、直近上位の注文者との請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請負業者との請負契約を行う場合には欄を追加。

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名				代表者名						
住所										
工事名及び 工事内容										
工期	自	平成	年	月	日	契約日	平成	年	月	日
	至	平成	年	月	日					

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	平成 年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無 ¹	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外	加入	未加入 適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称 ²	健康保険 ³	厚生年金保険 ⁴	雇用保険 ⁵		

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 請負契約に係る営業所の名称を記載。
3. 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

施工体制台帳

[会社名] _____
 [事業所名] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	平成 年 月 日

工事名称及び 工事内容			
発注者及び 住 所			
工 期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	契約日	平成 年 月 日

契 約 営業所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無 ¹	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理 記号等	区 分	営業所の名称 ²	健康保険 ³	厚生年金保険 ⁴	雇用保険 ⁵	
		元請契約					
		下請契約					

発注者の 監督員名		権限及び 意見申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び 申出方法	
------	--	--------------	--

1. 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
2. 元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記載。
3. 事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
4. 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。
5. 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。
- ※2～5については元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は下請契約の欄に「同上」と記載。

[一次下請負人に関する事項]

会社名		代表者名	
住所			
工事名及び 工事内容			
工期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	契約日	平成 年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日

健康保険等の 加入状況	保険加入の 有無 ¹	健康保険	厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称 ²	健康保険 ³	厚生年金保険 ⁴	雇用保険 ⁵	

現場代理人名	
権限及び 意見申出方法	
主任技術者	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

1 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。

2 請負契約に係る営業所の名称について記載。

3 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては組合名)を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。

4 事業所整理記号及び事業所番号を記載。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載。

5 労働保険番号を記載。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載。

※2~5については、請負契約に係る営業所以外の営業所で再下請契約を行う場合には欄を追加。

別紙3 作業員名簿の作成例

元請確認欄	
-------	--

○社会保険関係について別葉とする例

提出日 平成 年 月 日

作業員名簿

事業所の名称 _____ 一次 _____ 二次 _____
 所長名 _____ 会社名 _____ 会社名 _____

番号	ふりがな	社会保険		
	氏名	健康保険 ¹	年金保険 ²	雇用保険 ³
1				
2				
3				

- 1 上段に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）、下段に健康保険被保険者証の番号の下4けた（番号が4桁以下の場合は、当該番号）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、上段に「適用除外」と記載。
- 2 上段に年金保険の名称（厚生年金、国民年金等）を記載。各年金の受給者である場合は、上段に「受給者」と記載。
- 3 下段に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には上段に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には上段に「適用除外」と記載。

○既存の様式に社会保険関係を組み込む例

元請確認欄	
-------	--

提出日 平成 年 月 日

作業員名簿

事業所の名称 _____ 一次 _____ 二次 _____
 所長名 _____ 会社名 _____ 会社名 _____

番号	ふりがな	職種	最近の健康診断日	特殊健康診断日	健康保険 ¹	教育・ 雇入・職長 特別教育	実施年月日
	氏名		血液型	種類	年金保険 ²		雇用保険 ³
1		班長コード		年 月 日			年 月 日
							年 月 日
2		班長コード		年 月 日			年 月 日
							年 月 日
3		班長コード		年 月 日			年 月 日
							年 月 日

- 1 左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）、右欄に健康保険被保険者証の番号の下4けた（番号が4桁以下の場合は、当該番号）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
- 2 左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金等）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
- 3 右欄に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

社会保険加入状況の緊急実態調査結果

- 電設協では、企業会員の社会保険の加入状況を把握するために、平成23年11月に「社会保険加入状況の緊急実態調査」を実施した。
- 企業会員323社へ依頼し、1月10日までに回答があった262社（回収率81%）及び、企業会員の協力会社10,527社のデータを集計した結果は、下記の通りである。

企業会員:262社

区分	資本金 社数	A (1億円未満) 99社	B (1~3億円) 67社	C (3~5億円) 32社	D (5~10億円) 28社	E (30億以上) 36社
健康保険		99社	67社	32社	28社	36社
加入率		100%	100%	100%	100%	100%
年金保険		99社	67社	32社	28社	36社
加入率		100%	100%	100%	100%	100%
雇用保険		99社	67社	32社	28社	36社
加入率		100%	100%	100%	100%	100%
労災保険		99社	67社	32社	28社	36社
加入率		100%	100%	100%	100%	100%

* 表中の社数は保険加入の会社数

協力会社:10,527社(登録会社)

区分	資本金 社数	Aの 一次協力会社 724社	Bの 一次協力会社 1,718社	Cの 一次協力会社 1,212社	Dの 一次協力会社 1,330社	Eの 一次協力会社 5,543社	計 加入会社数 加入率
健康保険		673社	1,649社	1,100社	1,281社	4,923社	9,626社
加入率		93%	96%	91%	96%	89%	91.4%
年金保険		662社	1,635社	1,056社	1,275社	4,902社	9,530社
加入率		91%	95%	87%	96%	88%	90.5%
雇用保険		537社	1,388社	942社	1,107社	4,796社	8,770社
加入率		74%	81%	78%	83%	87%	83.3%
労災保険		637社	1,563社	1,081社	1,293社	4,591社	9,165社
加入率		88%	91%	89%	97%	83%	87.1%

* 表中の社数は保険加入の会社数

以上



社会保険加入促進計画